株 主 各 位

証券コード　6023
2020年６月５日
大阪市北区大淀中一丁目１番30号
ダイハツディーゼル株式会社
取締役社長　木　下　茂　樹

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年６月25日(木曜日)午後５時30分までに到着するよう、折返しご送付くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月26日（金曜日）午前10時

２．場　　所　大阪市北区大淀中一丁目１番30号
梅田スカイビルタワーウエスト22階　会議室（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
1. 第60期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第60期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役10名選任の件
第３号議案　役員賞与支給の件

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点および株主総会会場にご来場される株主様と、ご来場が難しい株主様の公平性等を勘案し、本株主総会より**ご出席の株主様へのお土産は廃止**させていただくことになりました。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.dhtd.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

（添　付　書　類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用環境の改善等を背景に、緩やかな回復基調が続きましたが、米中貿易摩擦の影響による中国経済の減速や、年度末にかけての新型コロナウイルス感染拡大に伴う世界経済の停滞等もあり、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社の主要な販売先である造船・海運業界につきましては、2019年の世界の新造船竣工量は6,614万総トンと前年比で14.4%の増加となったものの、2020年1月の環境規制強化の影響により受注を抑制する動きがみられ、新造船受注量については4,149万総トンと前年比で17.7%の減少となりました。依然として船腹過剰の解消は進んでおらず、本格的な新造船の需要回復にはしばらく時間がかかるものと思われます。

このような企業環境下、当連結会計年度における連結売上高は60,087百万円（前期比4.9%増）となり、営業利益は2,674百万円（前期比1.9%増）、経常利益は2,915百万円（前期比13.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,996百万円（前期比9.8%増）となりました。

なお、当連結会計年度の当社および連結グループのセグメント別の業績は次のとおりであります。

＜内燃機関部門＞

イ）舶用機関関連

新たな事業取り組みである防衛省向け機関売上および、メンテナンス関連の売上が増加したこと等により、売上高は47,739百万円（前期比7.4%増）、セグメント利益は3,894百万円（前期比1.4%増）となりました。

ロ）陸用機関関連

販売物件が減少したことに加え、機関の採算性悪化等により、売上高は9,470百万円（前期比1.0%減）、セグメント利益は684百万円（前期比14.5%減）となりました。

従いまして、当部門の売上高は部品販売、メンテナンス工事も含めて57,210百万円（前期比5.9%増）、セグメント利益は4,579百万円（前期比1.3%減）となりました。

<その他の部門>
イ）産業機器関連
アルミホイール部門に関しましては、販売数の減少により売上高は減少となり、セグメント利益は微減となりました。
ロ）不動産賃貸関連
不動産賃貸関連に関しましては、売上高は微減となり、セグメント利益は微増となりました。
ハ）売電関連
売電関連に関しましては、売上高は減少となり、セグメント利益は増加となりました。
ニ）精密部品関連
精密部品関連に関しましては、売上高は減少となり、セグメント利益は増加となりました。

従いまして、当部門の売上高は2,876百万円（前期比11.7%減）、セグメント利益は411百万円（前期比22.6%増）となりました。

当社は、2015年４月１日～2020年３月31日を実行期間とする中期経営計画の中で、「機関・部品を中心とした既存事業モデルの進化および周辺事業取込み・拡大で盤石な収益基盤の確保」を経営課題として、「既存事業の成長加速と収益モデル再構築」、「生産改革の加速と守山・姫路の２拠点展開始動」、「外部リソース活用による付加価値取り込みと経営体質強化の加速」、「経営リソース再構築と次代成長への仕込み実行」という４項目を重点取組事項として推進してまいりました。

大型機関やデュアルフューエル機関のラインアップ拡充、機種レンジの整理やダイハツブランドシェア拡大に向けた中国ライセンス先との協力関係強化、原価企画をはじめとしたモノづくり改革、執行役員制度導入による業務執行責任の明確化等、一定の成果をあげることはできましたが、中期経営計画策定段階で予測していた本格的な新造船の需要回復には至らなかったことから当初の経営目標を達成することはできませんでした。

次期以降は、新型コロナウイルス感染拡大等の影響もあり、経済の先行きが不透明な中、厳しい環境が続くと予想されますが、再構築した経営基盤を活用し、さらなる収益性の向上に結び付けることを主要経営課題として取り組んでまいります。

事業部門別売上高

(単位：百万円)

部門＼期別	第59期 (2018年４月１日から 2019年３月31日まで)	第60期 (2019年４月１日から 2020年３月31日まで)	前期比 増減（△）額
内燃機関部門			
舶用機関関連	44,448	47,739	3,290
陸用機関関連	9,564	9,470	△94
計	54,013	57,210	3,196
その他の部門	3,256	2,876	△379
合計	57,270	60,087	2,816

（2）設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,229百万円であります。その主な内容は、試運転設備の増強および更新であります。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度中に社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

（4）対処すべき課題

当社グループの主要マーケットである海運、造船業界では、船舶需給解消等の市況回復にはさらに時間を要する旨の市況予測があるほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や海外における通商問題の長期化による世界経済の減速懸念もあり、短期的には厳しい状況にあるものと認識しています。

こうした船舶建造需要低迷の中、数年来、日中韓の大手造船所で経営統合や業務提携が進んでおります。当社は中国国営大手造船所や日本の主要造船所との関係をさらに深化させるとともに新製品ラインアップを拡充し、シェア向上を図ります。併せて守山・姫路２拠点での生産効率向上、強固な収益基盤を確立し、経営体質強化を進めてまいります。

中長期的には大きな変化が見えています。2018年４月にＩＭＯ（国際海事機関）は、ＧＨＧ（温室効果ガス）削減戦略として、CO_2 排出量を単位輸送あたり排出量ベースで2030年までに2008年比40％削減、ＧＨＧ排出総量を2050年までに同年比半減、今世紀中にＧＨＧ排出ゼロを目標として採択しました。2030年目標に向け、燃費の悪い船舶の燃費改善や高性能な船舶への代替促進の流れは明確なものと捉え、成長市場を取り込むべく、次世代エネルギーの技術開発を進めます。

そうした事業環境認識の下、当社は2020年度よりスタートの新中期経営計画で2019年度までに再構築した成長基盤を活用し、以下の重点取り組みを遂行してまいります。

①新商品の市場投入による販売領域拡大・シェアアップ

デュアル・フューエル機関、低燃費機関、大型４サイクル機関のラインアップを拡充して

まいります。中国における技術提携先を加えダイハツブランド市場占有率向上に向けた協業を強化していきます。我が国の舶用業界で今後加速される機関仕様標準化等の国内業界基盤の統合・共通化に即応したモノづくり、販売体制を構築していきます。

②次世代エネルギーを視野に入れた技術開発
　大型ディーゼル低燃費機関、舶用デュアル・フューエル機関、低燃費大型ガスタービンの開発と原価低減を並行し、また次世代ＧＨＧ削減対応技術の研究開発も推進してまいります。

③生産拠点の生産効率の向上
　部品共通化による材料費、設計・調達管理コストを削減し、物流コストは守山・姫路間の合理化を実施していきます。工程時間管理を刷新し、リードタイム短縮と調達の安定化を図るべく守山・姫路拠点での統合オペレーションを変革してまいります。

④強固な収益基盤の確立とＥＳＧ経営の実践
　キーデバイスの内製化を加速していきます。在庫回転率の向上施策を実施するとともに設備投資、商品企画等の投資回収ルールの厳格運用を実施します。
　また、陸用機関では、豪雨による水害等が多発する中、ポンプ駆動動力や停電時の非常用電源の供給に資することで社会の安心・安全に貢献していきます。さらに臨海部に建設した姫路工場では、今後伸長が期待される大型機関について、環境負荷の少ない海上輸送を可能にし、モーダルシフトを推進していきます。

（5）財産および損益の状況

区　分	第57期 （2016年4月1日から 2017年3月31日まで）	第58期 （2017年4月1日から 2018年3月31日まで）	第59期 （2018年4月1日から 2019年3月31日まで）	第60期 （2019年4月1日から 2020年3月31日まで）
売上高	58,934百万円	60,166百万円	57,270百万円	60,087百万円
経常利益	3,441百万円	3,104百万円	2,576百万円	2,915百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	2,319百万円	2,095百万円	1,818百万円	1,996百万円
1株当たり当期純利益	72円87銭	65円83銭	57円11銭	62円80銭
総資産	78,981百万円	80,969百万円	82,512百万円	85,558百万円
純資産	36,460百万円	38,092百万円	39,263百万円	40,645百万円
1株当たり純資産	1,143円90銭	1,195円24銭	1,232円01銭	1,276円43銭

（注）　1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により、1株当たり純資産は期末発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。

（6）重要な親会社および子会社の状況等
①親会社の状況
該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ダイハツディーゼル部品サービス株式会社	50百万円	100% (26%)	倉庫内管理請負業
ダイハツディーゼル東日本株式会社	30百万円	100% (5%)	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツディーゼル中日本株式会社	10百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツディーゼル四国株式会社	10百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツディーゼル西日本株式会社	30百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ディーエス商事株式会社	10百万円	100%	内燃機関および同部品の運送取扱
ダイハツディーゼル姫路株式会社	300百万円	100%	内燃機関および同部品の製造
ダイハツディーゼル梅田シティ株式会社	50百万円	100%	貸事務所業
日本ノッズル精機株式会社	42百万円	93.9%	燃料噴射系精密部品の開発・生産・販売
DAIHATSU DIESEL (ASIA PACIFIC) PTE.LTD.	S$2,000,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU DIESEL (EUROPE) LTD.	STG£50,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU DIESEL (AMERICA),INC.	US$100,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI) CO.,LTD.	US$200,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業

（注）出資比率の（ ）内の数字は間接所有割合（内数）であります。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

④その他

当社は、1982年1月より、安慶中船柴油機有限公司（中国）および陝西柴油機重工有限公司（中国）に対して内燃機関の一部機種において、技術供与を行っております。

（7）主要な事業内容

区分		主要品目
内燃機関部門	(船用・陸用機関関連)	舶用ディーゼルエンジン、陸用ディーゼルエンジン、ガスエンジン、ガスタービン、内燃機関部品
その他の部門	(産業機器・不動産賃貸・売電・精密部品関連等)	アルミホイール、貸事務所業、太陽光発電事業、燃料噴射系装置など

（8）主要な営業所および工場

①当　社　本　社　大阪市北区
支　社　東京都中央区
支　店　仙台支店（仙台市）
名古屋支店（名古屋市）
四国支店（愛媛県今治市）
九州支店（福岡市）

工　場　守山第一工場（滋賀県守山市）
守山第二工場（滋賀県守山市）
姫路工場（兵庫県姫路市）

②子会社

会　社　名	所　在　地	
ダイハツディーゼル部品サービス株式会社	本社	滋賀県守山市
ダイハツディーゼル東日本株式会社	本社	東京都台東区
ダイハツディーゼル中日本株式会社	本社	広島県福山市
ダイハツディーゼル四国株式会社	本社	愛媛県今治市
ダイハツディーゼル西日本株式会社	本社	福岡県福岡市
ディーエス商事株式会社	本社	大阪市北区
ダイハツディーゼル姫路株式会社	本社	兵庫県姫路市
ダイハツディーゼル梅田シティ株式会社	本社	大阪市北区
日本ノッズル精機株式会社	本社	埼玉県久喜市
DAIHATSU DIESEL（ASIA PACIFIC）PTE.LTD.	本社	シンガポール
DAIHATSU DIESEL（EUROPE）LTD.	本社	英国　ロンドン
DAIHATSU DIESEL（AMERICA）,INC.	本社	米国　ニューヨーク
DAIHATSU DIESEL（SHANGHAI）CO.,LTD.	本社	中国　上海

（9）従業員の状況

①企業集団の従業員

従　業　員　数	前　期　末　比　増　減
1,256名	9名増

②当社の従業員

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
829名	14名減	41.4歳	17.2年

（注）　従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	4,241
株式会社三井住友銀行	2,547
株式会社りそな銀行	1,395
株式会社滋賀銀行	1,154
株式会社伊予銀行	1,072

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　普通株式　80,000千株（1単元：100株）

(2) 発行済株式の総数　普通株式　31,850千株（うち自己株式43,535株）

(3) 株主数　1,633名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
ダイハツ工業株式会社	11,181	35.2
ビービーエイチ フイデリテイ ピユーリタン フイデリテイ シリーズ イントリンシツク オポチユニテイズ フアンド	3,184	10.0
積水ハウス株式会社	2,000	6.3
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	1,030	3.2
株式会社三菱UFJ銀行	740	2.3
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A.	666	2.1
株式会社りそな銀行	590	1.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	571	1.8
PERSING−DIV.OF DLJSECS. CORP.	512	1.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	479	1.5

（注）　持株比率については、持株数を、発行済株式の総数より自己株式を控除した数で除して算定しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の氏名等（2020年３月31日現在）

地　位	氏　名	担　　当	重要な兼職の状況
取締役会長	原田　猛		
取締役社長 (代表取締役)	木下茂樹		ダイハツディーゼル梅田シティ㈱ 代表取締役社長
取締役副社長 (代表取締役)	合田　修	社長補佐	
取締役副社長 (代表取締役)	堀田佳伸	社長補佐	
取締役 (常務執行役員)	寺岡　勇	営業統括本部　特命担当	ＤＤＫロジスティクス㈱ 代表取締役社長
取締役 (常務執行役員)	早田陽一	技術統括本部長、品質保証部　担当	ディー・ディー・テクニカル㈱ 代表取締役社長
取締役 (常務執行役員)	浅田英樹	生産購買統括本部長	ダイハツディーゼル姫路㈱ 代表取締役社長
取締役 (常務執行役員)	水科隆志	管理統括本部長	ディーエス商事㈱ 代表取締役社長
取締役 (常務執行役員)	難波伸一	守山事業所長、技術統括本部　特命担当、 アルミホイール部　担当	
取締役	津田多聞		津田公認会計士事務所代表
取締役	小松一雄		
常勤監査役	正田敦己		
監査役	松下範至		ダイハツ工業㈱取締役 ダイハツ企業年金基金理事長
監査役	別所則英		ダイハツ工業㈱常勤監査役

（注）1．取締役　津田多聞氏および小松一雄氏は、社外取締役であり、㈱東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2．監査役　松下範至氏および別所則英氏は、社外監査役であります。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の各社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第１項の責任につき、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

（3）当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取　締　役	16名	339百万円
(うち社外取締役)	(2名)	(11百万円)
監　査　役	3名	19百万円
(うち社外監査役)	(2名)	(1百万円)
計	19名	359百万円

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．株主総会決議による報酬限度額（会社法第361条第１項第１号）は、取締役（使用人兼務取締役の使用人給与相当額および下記第５項の役員賞与ならびに第６項の役員退職慰労金は含んでおりません。）年額250百万円、監査役年額50百万円であります。

３．上記の支給人員および報酬等の額には、2019年６月27日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役５名を含んでおります。なお、事業年度末現在の人数は、取締役11名および監査役３名であります。

４．上記の報酬等の額には、当事業年度中に譲渡制限付株式の付与による報酬額として次の金額を含んでおります。

取締役　　9名　　43百万円（うち社外取締役　　-百万円）

５．上記の報酬等の額には、当事業年度中に役員賞与として引当金を計上した次の金額を含んでおります。

取締役　　12名　　42百万円（うち社外取締役　　0百万円）

監査役　　3名　　2百万円（うち社外監査役　　1百万円）

６．上記の報酬等の額には、当事業年度中に役員退職慰労金として引当金を計上した次の金額を含んでおります。

取締役　　7名　　14百万円（うち社外取締役　　0百万円）

監査役　　3名　　1百万円（うち社外監査役　　0百万円）

７．上記の報酬等の額には、2019年６月27日開催の第59回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金として支給した次の金額を含んでおります。

取締役　　5名　　8百万円

なお、上記金額は、過年度の事業報告において記載した役員退職慰労引当金の繰入額（取締役136百万円）を除いております。

（4）社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況等

区　分	氏　名	兼職先名	兼職の内容
社外取締役	津　田　多　聞	津田公認会計士事務所	代表
社外監査役	松　下　範　至	ダイハツ工業株式会社 ダイハツ企業年金基金	取締役 理事長
社外監査役	別　所　則　英	ダイハツ工業株式会社	常勤監査役

（注）1．当社と津田公認会計士事務所との間には重要な取引その他の関係はありません。
2．ダイハツ工業株式会社は、当社のその他の部門　産業機器関連のうち自動車用アルミホイールを同社に供給しており、製品販売等の取引関係にあります。

②当事業年度における社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	津　田　多　聞	当期開催の取締役会に14回中14回出席し、疑問点等の質問およびアドバイスを行っております。
社外取締役	小　松　一　雄	当期開催の取締役会に14回中14回出席し、疑問点等の質問およびアドバイスを行っております。
社外監査役	松　下　範　至	当期開催の取締役会に14回中12回出席、また当期開催の監査役会に13回中12回出席し、疑問点等の質問およびアドバイスを行っております。
社外監査役	別　所　則　英	当期開催の取締役会に14回中13回出席、また当期開催の監査役会に13回中13回出席し、疑問点等の質問およびアドバイスを行っております。

5．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

（2）会計監査人の報酬等の額

区　　分	報酬額
①当社が支払うべき報酬等の額	37百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	37百万円

（注）1．会計監査人の報酬等について監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

3．DAIHATSU DIESEL（ EUROPE ）LTD.ほか重要な海外子会社は、他の監査法人の監査を受けております。

（3）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき調査し、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とすることが妥当かどうか監査役会にて審議いたします。

6．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（1）当社ならびに当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社グループは「社会を豊かにする価値を提供し、人々との共生を願う」企業理念のもとに、「倫理行動基準」および「倫理行動指針」を制定して企業人として取るべき行動規範を示しており、取締役をはじめ全社員がこれを遵守することにより、健全な内部統制環境の醸成に努めます。

②業務執行に当たっては、取締役会のほか、様々な会議体で総合的に検討したうえで意思決定が行われますが、これらの会議体への付議事項は規定により定め、適切に運営します。

③法令等の遵守等を目的として設置している「コンプライアンス委員会」の機能を強化、拡充した「内部統制委員会」を設置し、内部統制の整備および監督を進めます。

④コンプライアンス意識の向上のため、階層別教育や職場研修を継続的に実施します。

⑤法令上疑義のある行為等コンプライアンスに係る問題に関しては、監査部門を通報先とする相談窓口（「ＤＤホットライン」）を設置し、適切に運営します。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令および文書管理規定、機密管理規定等の社内規定に従って、各担当部門が適切に保存および管理を行います。取締役および監査役は、常時、これらの情報を閲覧できるものとします。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、安全、環境、品質、財務などのリスクについては、それぞれの担当部門または内部統制委員会および各種委員会が、それぞれの機能におけるリスクを把握、分析、評価したうえで適切な対策を実施するとともに、必要に応じ規則やガイドラインの制定やマニュアルの作成等を行い、管理します。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①定例の取締役会を月１回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を審議、決定すると同時に、各取締役の業務執行状況の監督を行います。また、取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、全役付取締役により構成する経営会議を定期的に開催し、事業運営に関わる重要事項の意思決定を行います。

②将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を策定し、これを具体化するため各事業年度の年度方針と目標を設定します。担当取締役は、各部門方針と目標、権限分配を含めた効率的な達成方法を定め、推進します。取締役社長は定期的に進捗状況をレビューし、必要に応じ改善を促します。

（5）当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社は、関係会社管理に関する担当部署を設置し、関係会社管理規定に基づき、当社グループ会社の内部統制活動の徹底を図ります。

②当社は、関係会社管理規定に従い、当社グループ会社に対してその業績状況、決算状況などについて、定期的・継続的に当社に報告させるものとします。

③当社グループ各社に内部統制推進責任者および担当者を置くとともに、内部統制委員会がグループ全体の内部統制を統括、推進する体制とします。

④当社の内部監査部門は、定期的に当社グループ会社のリスク管理体制等に対する内部監査を実施します。

（6）監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき社員はいませんが、監査役会から要求があった場合には、原則として監査部門から人選することとし、監査役は該当者に対し必要な事項を命令することができることとします。また、その命令に関しては、取締役等の指揮命令を受けないものとし、該当者の人事異動および人事考課については監査役と取締役が協議することとします。

（7）取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

①取締役は、主な業務執行について適宜適切に監査役に報告するとともに、当社および当社グループに著しい損害や重大な影響を及ぼす重要な事実を把握したときは、直ちに監査役に報告します。

②取締役および使用人は、監査役の求めに応じ、定期的にまた随時に、監査役に業務執行状況を報告します。

③当社の内部監査部門は、監査役との定期的な連絡会を開催し情報共有を図るとともに、当社グループに著しい損害や重大な影響を及ぼす重要な事実を把握したときは、直ちに監査役に報告します。

（8）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行います。

②主要な取締役の会議体や内部統制、コンプライアンスに関わる委員会等には、監査役の出席を得ることとします。

③監査役による重要書類の閲覧や会計監査人との定期的あるいは随時の会合を通じて、監査の実効性を期します。

④当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理します。

7．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで）のうち「会社法の一部を改正する法律」（2014年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（2015年法務省令第６号）の施行後、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

①主な会議の開催状況として、取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役２名が、14回中14回にそれぞれ出席いたしました。その他、監査役会は13回、経営会議は24回、企業改革推進会議は23回、コンプライアンス委員会は１回開催いたしました。

②監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長および他の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③内部監査部門は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行および子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**55,078**
現金及び預金	21,170
受取手形及び売掛金	18,820
たな卸資産	12,974
その他	2,125
貸倒引当金	△13
固定資産	**30,480**
有形固定資産	22,554
建物及び構築物	10,254
機械装置及び運搬具	6,366
土地	5,088
建設仮勘定	132
その他	714
無形固定資産	1,139
投資その他の資産	6,786
投資有価証券	2,583
長期貸付金	0
繰延税金資産	3,586
その他	671
貸倒引当金	△55
資産合計	**85,558**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**24,347**
支払手形及び買掛金	7,661
電子記録債務	5,789
短期借入金	4,455
リース債務	511
未払法人税等	645
未払費用	2,724
賞与引当金	670
役員賞与引当金	51
その他	1,838
固定負債	**20,565**
長期借入金	10,036
リース債務	737
退職給付に係る負債	6,913
役員退職慰労引当金	76
その他	2,801
負債合計	**44,912**
(純資産の部)	
株主資本	**41,175**
資本金	2,434
資本剰余金	2,191
利益剰余金	36,578
自己株式	△28
その他の包括利益累計額	**△576**
その他有価証券評価差額金	155
為替換算調整勘定	△141
退職給付に係る調整累計額	△591
非支配株主持分	**46**
純資産合計	**40,645**
負債及び純資産合計	**85,558**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**60,087**
売上原価		**47,667**
売上総利益		**12,419**
販売費及び一般管理費		**9,745**
営業利益		**2,674**
営業外収益		
受取利息配当金	57	
雑益	393	450
営業外費用		
支払利息	100	
持分法による投資損失	23	
為替差損	30	
雑損	54	209
経常利益		**2,915**
特別利益		
固定資産売却益	0	
補助金収入	112	
その他	110	222
特別損失		
固定資産売廃却損	21	
投資有価証券評価損	47	68
税金等調整前当期純利益		**3,070**
法人税、住民税及び事業税	1,069	
法人税等調整額	1	1,070
当期純利益		**1,999**
非支配株主に帰属する当期純利益		3
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,996**

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	**株主資本合計**
当期首残高	2,434	2,191	35,060	△10	**39,675**
当期変動額					
剰余金の配当			△477		**△477**
親会社株主に帰属する当期純利益			1,996		**1,996**
自己株式の取得				△77	**△77**
自己株式の処分		△1		59	**58**
自己株式処分差損の振替		1	△1		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	1,517	△17	1,500
当期末残高	2,434	2,191	36,578	△28	**41,175**

	その他の包括利益累計額					**非支配株主持分**	**純資産合計**
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	**その他の包括利益累計額合計**		
当期首残高	180	—	7	△643	**△455**	**43**	**39,263**
当期変動額							
剰余金の配当							**△477**
親会社株主に帰属する当期純利益							**1,996**
自己株式の取得							**△77**
自己株式の処分							**58**
自己株式処分差損の振替							—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△24	—	△148	51	**△121**	**3**	**△118**
当期変動額合計	△24	—	△148	51	**△121**	**3**	**1,382**
当期末残高	155	—	△141	△591	**△576**	**46**	**40,645**

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数：14社

連結子会社の名称：

ダイハツディーゼル梅田シティ㈱、DAIHATSU DIESEL（EUROPE）LTD.、DAIHATSU DIESEL（ASIA PACIFIC）PTE. LTD.、DAIHATSU DIESEL（AMERICA）,INC.、DAIHATSU DIESEL（SHANGHAI）CO.,LTD.、ダイハツディーゼル西日本㈱、ダイハツディーゼル四国㈱、ダイハツディーゼル中日本㈱ 、ディーエス商事㈱、ダイハツディーゼル東日本㈱、㈱ダイテク、ダイハツディーゼル部品サービス㈱、ダイハツディーゼル姫路㈱、日本ノッズル精機㈱

（2）主要な非連結子会社の名称：

ディー・ディー・テクニカル㈱、MDエンジニアリング㈱

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した関連会社の数：1社

持分法を適用した関連会社の名称：

OFFICINE MECCANICHE TORINO S.p.A

（2）持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称：

（非連結子会社）ディー・ディー・テクニカル㈱、MDエンジニアリング㈱

（関 連 会 社）DAIHATSU DIESEL ANQING IRONWORKS.CO.,LTD.

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社はいずれも小規模であり、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要でないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項
　連結子会社のうち、DAIHATSU DIESEL（SHANGHAI）CO.,LTD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4．会計方針に関する事項
（1）重要な資産の評価基準および評価方法
①有価証券の評価基準および評価方法
(a)満期保有目的の債券：償却原価法を採用しております。
(b)その他有価証券
時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの：移動平均法に基づく原価法を採用しております。
②たな卸資産の評価基準および評価方法
製品、仕掛品および原材料：総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法
①有形固定資産（リース資産を除く）
　定額法を採用しております。ただし一部の連結子会社は定率法を採用しております。
②無形固定資産（リース資産を除く）
　定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
③リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）
　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（3）重要な引当金の計上基準
①貸倒引当金
　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
②賞与引当金
　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、国内連結子会社の一部は役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

（4）その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

②退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しており、数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

③消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．担保に供している資産および担保に係る債務

（1）担保に供している資産

①建物及び構築物：		582百万円
②機械装置及び運搬具：		27百万円
③土地：		1,577百万円
合計：		2,187百万円

（2）担保に係る債務

上記工場財団に係る資産には、銀行取引に係る根抵当権が設定されていますが、担保付債務はありません。

2．有形固定資産の減価償却累計額　：44,625百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数

普通株式：31,850,000株

2．剰余金の配当に関する事項

（1）当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

①決議	：2019年６月27日　定時株主総会
②株式の種類	：普通株式
③配当金の総額	：477百万円
④１株当たり配当額	：15円
⑤基準日	：2019年３月31日
⑥効力発生日	：2019年６月28日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

①決議	：2020年６月26日　定時株主総会
②株式の種類	：普通株式
③配当金の総額	：477百万円
④１株当たり配当額	：15円
⑤基準日	：2020年３月31日
⑥効力発生日	：2020年６月29日

なお、配当原資については、利益剰余金を予定しております。

(金融商品に関する注記)

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用についてはその大部分を安全性の高い短期的な銀行預金等で運用しております。また資金調達につきましても、銀行借入により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。

また、売掛金の一部は、輸出に伴う外貨建てのものがあり、その為替変動リスクを軽減するため、一部については先物為替予約によってヘッジしております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式について四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(＊)	時　価(＊)	差　額
(1) 現金及び預金	21,170	21,170	―
(2) 受取手形及び売掛金	18,820	18,820	―
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	503	503	―
(4) 投資その他の資産			
その他（長期預金）	100	101	1
(5) 支払手形及び買掛金	(7,661)	(7,661)	―
(6) 電子記録債務	(5,789)	(5,789)	―
(7) 短期借入金	(3,220)	(3,220)	―
(8) 長期借入金（一年内返済予定を含む）	(11,272)	(11,194)	(△77)
(9) デリバティブ取引	(―)	(―)	―

(＊) 負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、為替予約の振当処理の対象とされている売掛金は、当該為替予約と一体として処理された額をもって評価しております。

(3) 投資有価証券　その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 投資その他の資産　その他（長期預金）
この時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。
(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、ならびに(7) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(8) 長期借入金（一年内返済予定を含む）
この時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。
(9) デリバティブ取引
デリバティブの時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(8)参照）。また、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金の時価に含めて記載しております（上記(2)参照）。
(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額2,079百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用オフィスビル他を有しております。なお、賃貸用オフィスビルの一部については、当社および一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2．賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時　価
賃貸等不動産	211	225
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	3,388	6,670

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
(注2) 当期末の時価は、主要な不動産については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて、適切な調整を行って算定しております。その他の不動産については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等による金額であります。

（1株当たり情報に関する注記）

1．1株当たり純資産額：　1,276円43銭
2．1株当たり当期純利益：　62円80銭

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**51,196**
現金及び預金	17,308
受取手形	999
売掛金	17,902
仕掛品	12,314
原材料	107
前払費用	610
短期貸付金	885
その他	1,072
貸倒引当金	△4
固定資産	**26,680**
有形固定資産	17,299
建物	4,660
構築物	1,501
機械装置	5,549
車両運搬具	299
工具器具備品	653
土地	4,511
建設仮勘定	123
無形固定資産	1,130
ソフトウェア	1,117
その他	12
投資その他の資産	8,251
投資有価証券	655
関係会社株式	3,981
長期貸付金	0
繰延税金資産	3,254
その他	367
貸倒引当金	△8
資産合計	**77,876**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**27,665**
支払手形	1,095
電子記録債務	5,765
買掛金	6,429
短期借入金	3,220
1年以内返済予定の長期借入金	1,191
リース債務	501
未払金	131
未払法人税等	99
未払費用	2,671
前受金	506
預り金	5,324
賞与引当金	504
役員賞与引当金	45
その他	179
固定負債	**16,863**
長期借入金	9,983
リース債務	717
預り保証金	10
退職給付引当金	5,713
資産除去債務	115
その他	322
負債合計	**44,528**
（純資産の部）	
株主資本	**33,193**
資本金	2,434
資本剰余金	2,150
資本準備金	2,150
利益剰余金	28,636
利益準備金	221
その他利益剰余金	28,414
固定資産圧縮積立金	216
特別償却積立金	0
別途積立金	26,390
繰越利益剰余金	1,807
自己株式	△28
評価・換算差額等	**154**
その他有価証券評価差額金	154
純資産合計	**33,348**
負債及び純資産合計	**77,876**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年４月１日から
2020年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**52,239**
売上原価		**45,393**
売上総利益		**6,846**
販売費及び一般管理費		**6,813**
営業利益		**32**
営業外収益		
受取利息配当金	1,371	
雑益	321	1,693
営業外費用		
支払利息	100	
雑損	16	116
経常利益		**1,609**
特別利益		
固定資産売却益	0	
補助金収入	112	112
特別損失		
固定資産売廃却損	17	
投資有価証券評価損	47	65
税引前当期純利益		**1,656**
法人税、住民税及び事業税	200	
法人税等調整額	△28	172
当期純利益		**1,484**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年４月１日から
2020年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	特別償却積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,434	2,150	―	2,150	221	234	1	25,600	1,572	27,630
当期変動額										
剰余金の配当									△477	△477
別途積立金の積立								790	△790	―
特別償却積立金の取崩							△0		0	―
固定資産圧縮積立金の積立						5			△5	―
固定資産圧縮積立金の取崩						△23			23	―
当期純利益									1,484	1,484
自己株式の取得										―
自己株式の処分			△1	△1						―
自己株式処分差損の振替			1	1					△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	―	―	―	―	―	△17	△0	790	234	1,006
当期末残高	2,434	2,150	―	2,150	221	216	0	26,390	1,807	28,636

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△10	32,204	177	—	177	32,382
当期変動額						
剰余金の配当		△477				△477
別途積立金の積立		—				—
特別償却積立金の取崩		—				—
固定資産圧縮積立金の積立		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
当期純利益		1,484				1,484
自己株式の取得	△77	△77				△77
自己株式の処分	59	58				58
自己株式処分差損の振替		—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△22	—	△22	△22
当期変動額合計	△17	988	△22	—	△22	965
当期末残高	△28	33,193	154	—	154	33,348

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準および評価方法

（1）有価証券の評価基準および評価方法

①子会社および関連会社株式：移動平均法に基づく原価法を採用しております。

②満期保有目的の債券：償却原価法を採用しております。

③その他有価証券

時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの：移動平均法に基づく原価法を採用しております。

（2）たな卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品および原材料：総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

（3）リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

（4）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しており、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

4．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

（1）ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

（2）退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（3）消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1．担保に供している資産および担保に係る債務

（1）担保に供している資産

①建物	：	582百万円
②機械装置	：	27百万円
③土地	：	1,577百万円
合計	：	2,187百万円

（2）担保に係る債務

上記工場財団の資産には、銀行取引に係る根抵当権が設定されていますが、担保付債務はありません。

2．有形固定資産の減価償却累計額 ：33,711百万円

3．関係会社に対する金銭債権および金銭債務

（1）短期金銭債権： 14,166百万円

（2）短期金銭債務： 6,438百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引高および営業取引以外の取引高

（1）売上高： 39,449百万円

（2）仕入高： 6,064百万円

（3）営業取引以外の取引高： 34百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の種類および株式数

普通株式：43,535株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の主な内容は、退職給付引当金の否認等であります。

また、評価性引当額は984百万円であります。

なお、繰延税金負債の主な内容は、その他有価証券評価差額金であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

1．子会社および関連会社等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ダイハツディーゼル部品サービス㈱	直接　74.0% 間接　26.0%	グループ内ファイナンス	資金の預かり（注２） 利息の支払（注２）	△30 0	預り金 —	1,125 —
子会社	ダイハツディーゼル東日本㈱	直接　95.0% 間接　5.0%	当社製品の販売 グループ内ファイナンス	製品の販売（注１） 資金の預かり（注２） 利息の支払（注２）	6,330 195 0	売掛金 預り金 —	2,948 815 —
子会社	ダイハツディーゼル西日本㈱	直接　100.0%	当社製品の販売	製品の販売（注１）	3,946	売掛金	1,240
子会社	ダイハツディーゼル四国㈱	直接　100.0%	当社製品の販売	製品の販売（注１）	5,575	売掛金	1,808
子会社	ダイハツディーゼル中日本㈱	直接　100.0%	当社製品の販売	製品の販売（注１）	6,439	売掛金	3,036
子会社	ダイハツディーゼル梅田シティ㈱	直接　100.0%	グループ内ファイナンス	資金の預かり（注２） 利息の支払（注２）	460 0	預り金 —	1,032 —
子会社	日本ノッズル精機㈱	直接　93.9%	資金の援助	資金の貸付（注３） 利息の受取（注３）	15 6	短期貸付金 —	885 —
子会社	DAIHATSU DIESEL (EUROPE)LTD.	直接　100.0%	当社製品の販売	製品の販売（注１）	4,959	売掛金	1,414
子会社	DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI)CO.,LTD.	直接　100.0%	当社製品の販売	製品の販売（注１）	6,072	売掛金	1,863

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）価格その他の取引条件は、市場実情を勘案して決定しております。

（注2）各社からの預り金の利率は、市場金利を勘案して決定しております。

（注3）下記の貸付金の利率は、市場金利を勘案して決定しており、期間及び返済方法は次のとおりであります。
なお、担保は受け入れておりません。
・日本ノッズル精機㈱　　短期貸付金　　期間１年・３ヶ月毎元金定額返済

（注4）記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．兄弟会社

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	ダイハツメタル㈱	直接　7.67%	材料の購入	材料の購入（注1）	1,886	電子記録債務 買掛金	511 194

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）価格その他の取引条件は、市場実情を勘案して決定しております。

（注2）記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3．役員及び個人主要株主等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	木下茂樹	（被所有）直接　0.09%	当社代表取締役社長	自己株式の処分	10	—	—

（注）譲渡制限付株式報酬制度に伴う、自己株式の割当によるものであります。

（1株当たり情報に関する注記）

1．1株当たり純資産額：　1,048円46銭

2．1株当たり当期純利益：　46円70銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月14日

ダイハツディーゼル株式会社
　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　市之瀬申 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三戸康嗣 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ダイハツディーゼル株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイハツディーゼル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月14日

ダイハツディーゼル株式会社
　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　市之瀬申 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三戸康嗣 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ダイハツディーゼル株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社へ赴きその業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月14日

ダイハツディーゼル株式会社　監査役会

常勤監査役　　正　田　敦　己 ㊞

社外監査役　　松　下　範　至 ㊞

社外監査役　　別　所　則　英 ㊞

以　上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

（１）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金15円
総額477,096,975円

（２）剰余金の配当が効力を生じる日
2020年６月29日

２．剰余金の処分に関する事項

（１）増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金　　1,000,000,000円

（２）減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金　　1,000,000,000円

第２号議案　取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（11名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のため取締役を１名減員し、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	きのした　しげき 木下茂樹 (1954年10月28日生)	取締役社長 (代表取締役)	1977年４月　当社入社 2012年６月　当社取締役 2013年６月　当社常務取締役 2014年６月　当社専務取締役 2016年６月　当社取締役社長（現職） （重要な兼職の状況） ダイハツディーゼル梅田シティ㈱　代表取締役社長	30,800株
2	ほった　よしのぶ 堀田佳伸 (1966年１月30日生)	取締役副社長 (代表取締役) [担当] 社長補佐	1988年４月　当社入社 2017年６月　当社取締役 2018年６月　当社取締役常務執行役員 2019年６月　当社取締役副社長（現職）	21,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	はやた　よういち 早田陽一 (1969年7月15日生)	取締役 常務執行役員 [担当] 技術統括本部長、品質保証部 担当	1993年4月　当社入社 2019年6月　当社取締役常務執行役員（現職） （重要な兼職の状況） ディー・ディー・テクニカル㈱　代表取締役社長	10,700株
4	あさだ　ひでき 浅田英樹 (1969年8月29日生)	取締役 常務執行役員 [担当] 生産購買統括本部長	1993年4月　当社入社 2019年6月　当社取締役常務執行役員（現職） （重要な兼職の状況） ダイハツディーゼル姫路㈱　代表取締役社長	10,500株
5	みずしなたかし 水科隆志 (1970年4月13日生)	取締役 常務執行役員 [担当] 管理統括本部長	1994年4月　当社入社 2019年6月　当社取締役常務執行役員（現職） （重要な兼職の状況） ディーエス商事㈱　代表取締役社長	10,600株
6	なんばしんいち 難波伸一 (1961年4月19日生)	取締役 常務執行役員 [担当] 守山事業所長、技術統括本部 特命担当、アルミホイール部担当	1984年4月　ダイハツ工業㈱入社 2008年1月　同社第2エンジン部第22エンジン室長 2011年1月　ＢＲ・ＳＰ部主査 2018年1月　エンジン開発部第2エンジン開発室Ｅ・Ｃ・Ｅ 2019年1月　ＤＮＧＡユニットパワートレーン開発本部Ｅ・Ｃ・Ｅ 2019年6月　当社取締役常務執行役員（現職）	10,400株
7 ※	さながとしき 佐長利記 (1970年1月22日生)	常務執行役員 [担当] 営業統括本部長、技術提携推進室 担当	1993年4月　当社入社 2013年3月　当社船用統括事業部東部舶用営業部長 2017年6月　当社船用統括事業部舶用営業部長 2018年3月　当社販売統括部長 2020年3月　当社営業統括本部長（現職）	3,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	津田多聞（つだたもん） (1952年12月19日生)	取締役	1975年４月　㈱住友銀行（現 ㈱三井住友銀行）入行 1981年10月　アーサーアンダーセン会計事務所入所 1985年３月　公認会計士登録 2008年７月　新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）シニアパートナー 2012年７月　津田公認会計士事務所代表（現職） 2014年６月　タツタ電線㈱　社外取締役（現職） 2014年６月　新田ゼラチン㈱　社外監査役（現職） 2015年６月　㈱テクノアソシエ 社外取締役（現職） 2015年６月　当社社外取締役（現職） （重要な兼職の状況） 津田公認会計士事務所　代表	0株
9	小松一雄（こまつかずお） (1949年11月29日生)	取締役	1975年４月　神戸地方裁判所判事補 2007年７月　長崎家庭裁判所長 2009年３月　大阪高等裁判所判事部総括 2015年４月　大阪地方・簡易裁判所民事調停委員 2015年８月　弁護士登録 北浜法律事務所入所（現職） 2016年６月　当社社外取締役（現職）	0株
10 ※	飴野仁子（あめのひろこ） (1971年８月10日生)	取締役	2004年４月　西南学院大学商学部専任講師 2005年４月　西南学院大学商学部助教授 2007年４月　関西大学商学部准教授 2011年６月　センコー㈱（現センコーグループホールディングス㈱）社外取締役（現職） 2012年４月　関西大学商学部教授（現職）	0株

(注) 1．※は新任の取締役候補者であります。
2．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3．津田多聞氏、小松一雄氏および飴野仁子氏は社外取締役候補者であります。
なお、津田多聞氏および小松一雄氏は東京証券取引所の定める独立役員であり、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、飴野仁子氏が社外取締役に選任された場合は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として指名する予定であります。
4．津田多聞氏につきましては、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、他の会社においても社外取締役ならびに社外監査役として会社経営に関与されており、公認会計士としての専門的見地から経営に関する高い見識を有しておられることなどを総合的に勘案したためであります。
5．津田多聞氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって５年となります。
6．小松一雄氏につきましては、判事および弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、弁護士としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を有しておられることなどを総合的に勘案したためであります。
7．小松一雄氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって４年となります。
8．飴野仁子氏につきましては、大学教授としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、他の会社においても社外取締役として会社経営に関与されており、大学教授としての専門的見地から企業経営に関する高い見識を有しておられることなどを総合的に勘案したためであります。
9．責任限定契約の内容と概要について
当社は、津田多聞氏および小松一雄氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、飴野仁子氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　役員賞与支給の件

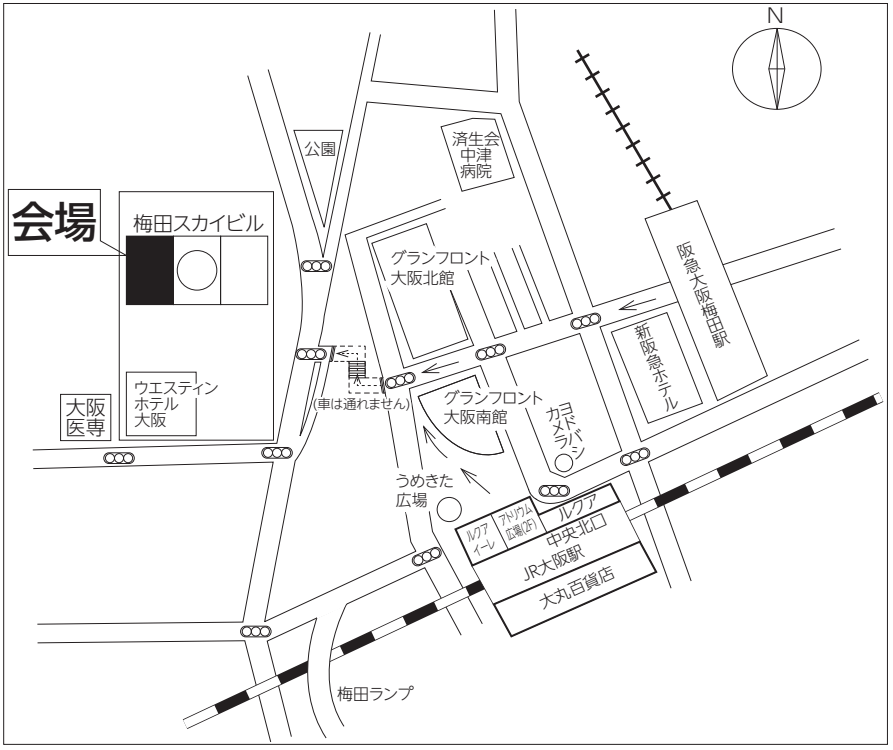
当事業年度末における取締役11名（うち社外取締役２名）および監査役３名に対して、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額45百万円（社外取締役を除く取締役分42百万円、社外取締役分０百万円、監査役分２百万円）を支給いたしたいと存じます。

（役員賞与金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。）

以　上

株主総会会場ご案内略図

梅田スカイビルタワーウエスト22階　会議室
JR「大阪駅・中央北口」、阪急「大阪梅田駅」より徒歩15分



※なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承ください。
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されております。本株主総会にご出席される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申しあげます。

ダイハツディーゼル株式会社

〒531-0076　大阪市北区大淀中一丁目１番30号
TEL.（06）6454-2331

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。